



治癒証明書について



★ インフルエンザなどで出席停止になった場合、医師に登校を許可された段階で、証明書を作成してもらい、登校時担任へ提出してください。

★ 出席停止の対象となる感染症の種類と、出席停止期間の基準は次のとおりです。

種	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症 他	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

★ 証明書は学校でも配布しています。

★ 医療機関で記入していただく際に、証明書料がかかる場合があります。御了承ください。

キ リ ト リ セ ン

治 癒 証 明 書

岡山県立笠岡高等学校 _____ 年 組 氏名 _____

上記の生徒は、(病名) _____ のために

_____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日まで

安静加療中だったことを証明します。

<付 記>

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関

印